

○能代市活力ある高齢化推進委員会設置要綱

平成18年10月1日

告示第209号

(設置)

第1条 本市が行う老人福祉、介護保険及び認知症施策を円滑に推進し、活力ある高齢社会の実現を図るため、能代市活力ある高齢化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（平20告示47・令8告示131・一部改正）

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく老人福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第117条の規定に基づく介護保険事業計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 法第42条の2第5項、第54条の2第5項、第78条の2第7項、第78条の4第6項、第115条の12第5項、第115条の14第6項及び第115条の22第4項の規定に基づく意見に関すること。
- (4) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第13条第1項の規定に基づく認知症施策推進計画の策定及び推進に関すること。
- (5) 法第115条の46の規定に基づく地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営協議に関する次に掲げる事項
 - ア センターの設置等に関する事項の承認に関すること。
 - イ センターの運営、評価に関すること。
 - ウ センターの職員の確保に関すること。
 - エ 地域における介護保険以外のサービスとの連携の形成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、活力ある高齢社会の実現に向けて必要と認める事項に関すること。

（平20告示47・平21告示76・平30告示133・令8告示131・一部改正）

(委員)

第3条 委員会の委員は17人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 介護保険の被保険者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの事業者

(3) 地域における保健・医療・福祉関係者

(4) 学識経験者

2 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。

(平21告示76・令3告示117・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 第2条第3号に掲げる事項のうち、法第78条の2第7項、第115条の12第5項及び第115条の22第4項に関する会議並びに第2条第5号アに関する会議において、関係する法人又は団体の役員若しくは構成員である委員は、その委員会の会議に出席することができない。

(平21告示76・平30告示133・令8告示131・一部改正)

(部会)

第6条 委員会において必要と認めるときは、委員会に委員の一部により構成される部会を置き、第2条の所掌事項の一部を行わせることができる。

2 部会の委員構成、所掌事項その他必要な事項は、委員長が委員会に諮り定めるものとする。

(平21告示76・一部改正)

(有識者等の意見聴取)

第6条の2 委員会又は部会において必要と認めるときは、委員会又は部会の会議に有識者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(平22告示3・一部改正)

(秘密保持)

第7条 委員(前条の有識者等を含む。以下同じ。)は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(平22告示3・一部改正)

(謝金)

第8条 委員には、予算で定める範囲内で謝金を支払う。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民福祉部長寿いきがい課において処理する。

(平 2 0 告 示 4 7 ・ 一 部 改 正)

(その他)

第 1 0 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 0 年 3 月 3 1 日告示第 4 7 号)

この告示は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 1 年 4 月 3 0 日告示第 7 6 号)

この告示は、平成 2 1 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 2 年 1 月 2 7 日告示第 3 号)

この告示は、平成 2 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 0 年 9 月 1 3 日告示第 1 3 3 号)

この告示は、平成 3 0 年 9 月 1 3 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 6 月 1 8 日告示第 1 1 7 号)

この告示は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 7 月 2 7 日告示第 1 3 1 号)

この告示は、令和 8 年 7 月 2 7 日から施行する。